書面による計算報告

特別清算開始

令和8年（ヒ）第3017号

大阪府東大阪市末広町１０番１６号
清算株式会社　株式会社徳運送店
代表清算人　　柴野　高之
1　決定年月日　令和8年6月22日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（ヒ）第２号

和歌山県田辺市古尾１１番２９号
清算株式会社　株式会社西照
代表清算人　芝　邦浩
1　決定年月日　令和８年６月２３日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

和歌山地方裁判所田辺支部

令和8年（ヒ）第3018号

大阪市中央区道修町一丁目６番７号ＪＭＦビル北浜０１（９階）
清算株式会社　株式会社ＴＫ
代表清算人　　玉木　良和
1　決定年月日　令和8年6月23日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

大阪地方裁判所第６民事部

更生手続における包括的禁止命令

令和８年（ミ）第１号

大阪市中央区内本町一丁目２番８号ＴＳＫビル８階
開始前会社　株式会社絆ホールディングス
主文　開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権者又は更生担保権者となる者は、更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前会社の財産に対し、会社更生法24条１項２号に規定する強制執行等及び同条２項に規定する国税滞納処分をしてはならない。
令和８年６月22日

大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（ミ）第２号

大阪市中央区森ノ宮中央一丁目14番10号鵲森之宮ハイツ３階
開始前会社　株式会社ＪＯＢ　ｃｏｎｎｅｃｔ
主文　開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権者又は更生担保権者となる者は、更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前会社の財産に対し、会社更生法24条１項２号に規定する強制執行等及び同条２項に規定する国税滞納処分をしてはならない。
令和８年６月22日

大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（ミ）第３号

大阪市中央区内本町１丁目２番14号秀和ビル10階
開始前会社　株式会社レーヴ
主文　開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権者又は更生担保権者となる者は、更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前会社の財産に対し、会社更生法24条１項２号に規定する強制執行等及び同条２項に規定する国税滞納処分をしてはならない。
令和８年６月22日

大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（ミ）第４号

大阪市中央区谷町三丁目１番９号ＭＧ大手前ビル２階
開始前会社　株式会社リベラーラ
主文　開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権者又は更生担保権者となる者は、更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前会社の財産に対し、会社更生法24条１項２号に規定する強制執行等及び同条２項に規定する国税滞納処分をしてはならない。
令和８年６月22日

大阪地方裁判所第６民事部

更生手続における保全管理命令

令和８年（ミ）第１号

大阪市中央区内本町一丁目２番８号ＴＳＫビル８階
開始前会社　株式会社絆ホールディングス
1　主文　更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前会社の業務及び財産に関し、保全管理人による管理を命ずる。
2　保全管理人　大阪市北区中之島二丁目３番１８号中之島フェスティバルタワー27階　弁護士法人大江橋法律事務所
弁護士　野上　昌樹
令和８年６月22日

大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（ミ）第２号

大阪市中央区森ノ宮中央一丁目14番10号鵲森之宮ハイツ３階
開始前会社　株式会社ＪＯＢ　ｃｏｎｎｅｃｔ
1　主文　更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前会社の業務及び財産に関し、保全管理人による管理を命ずる。
2　保全管理人　大阪市北区中之島二丁目３番18号中之島フェスティバルタワー27階　弁護士法人大江橋法律事務所
弁護士　野上　昌樹
令和８年６月22日

大阪地方裁判所第６民事部